

○長崎国際大学図書館利用に関する細則

(平成12年4月1日制定)

改正	平成13年4月1日	平成16年4月1日
	平成20年11月10日	平成23年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年5月13日	平成28年6月1日
	平成29年4月1日	平成30年6月1日
	令和5年4月1日	令和6年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、長崎国際大学図書館規程第7条に基づき、長崎国際大学図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第2条 開館時間は次のとおりとする(祝日を除く)。ただし、図書館の都合により延長又は短縮できる。

平日	(授業開講期)	8:30～21:00
	(夏季・冬季・春季休暇中)	9:00～17:00
土曜日	(授業開講期)	9:00～18:00
	(夏季・冬季・春季休暇中)	9:00～13:00

(休館日)

第3条 休館日は次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。その場合は、その都度掲示する。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 第2土曜日(祝日の場合は第3土曜日) [整理休館]
- (4) 夏季、冬季及び春季休暇中の、図書館長が指定する日又は期間

(利用者の範囲)

第4条 図書館を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 長崎国際大学(以下「本学」という。)の教職員(常勤、非常勤を問わない。)
- (2) 本学の学生(単位互換生、科目等履修生、聴講生などを含む。)
- (3) 学校法人九州文化学園の教職員(常勤、非常勤を問わない。)
- (4) その他、図書館長が特に認めた者

2 学外利用者

別に定める長崎国際大学学外利用者の利用と貸出に関する内規のとおりとする。

(図書館利用者証)

第5条 図書館を利用しようとする者は、図書館利用者証の交付を受けなければならない。ただし、本学の教職員及び学生は、それぞれ教職員証又は学生証により代用できる。

(館内閲覧)

第6条 閲覧は必ず館内の所定の場所で行い、図書は館外へ持ち出してはならない。

(館外貸出)

第7条 第4条に定める者は、図書の館外貸出を受けることができる。

- 2 図書館間相互協力に基づき、他大学等学外の図書館(以下「学外図書館」という。)への貸出ができるものとし、長崎国際大学図書館資料の学外図書館貸出に関する内規を、別に定める。
- 3 第4条第2項に定める学外利用者への貸出は、長崎国際大学学外利用者の利用と貸出に関する内規を、別に定める。

(貸出図書の冊数と期間)

第8条 館外貸出図書の冊数及び期間は次のとおりとする。

貸出を受ける者	冊数	期間
教職員、大学院生	10冊以内	4週間以内
最高学年生	10冊以内	3週間以内
学生	5冊以内	2週間以内
その他、図書館長が特に認めた者	3冊以内	2週間以内

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は変更することができる。
 - (1) 夏季休暇中等、長期にわたる休暇の場合
 - (2) 卒業研究等、レポート作成などで特に必要とする場合
 - (3) その他、図書館長が特に必要と認めた場合

(貸出図書の返却)

第9条 館外貸出図書は、所定の期日までに返却しなければならない。

- 2 本学及び学校法人九州文化学園の教職員並びに本学の学生等で貸出を受けた者が、その身分又は資格を失った場合は、直ちに返却しなければならない。
- 3 図書館長が必要と認めた場合は、貸出期間中においても、図書の点検又は返却を求めることがある。

(返却延滞者に対する罰則)

第10条 返却延滞者に対する措置は、以下のとおりとする。

- (1) 返却延滞期間が6箇月未満は、返却延滞期間に相当する期間の貸出禁止とする。
- (2) 返却延滞期間が6箇月以上は、図書を紛失したものとみなし、同一図書を弁償させる。

(貸出禁止の図書)

第11条 下記の図書は、原則として貸出は行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 参考図書
- (4) マイクロ資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) その他、図書館長が特に指定したもの

(転貸の禁止)

第12条 館外貸出を受けた者は、図書の保管責任を負うものとし、他に転貸してはならない。

(個人研究図書)

第13条 本学基幹教員が、個人研究図書として、個人研究費で購入した図書は、所定の手続きを経て、研究室に備え付け使用することができる。

2 前項に規定する図書については、当該基幹教員が保管責任を負うものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに図書館に返却しなければならない。

- (1) 当該基幹教員が退職、休職又は停職となったとき
 - (2) 当該基幹教員の研究室が廃止されたとき
- (文献複写)

第14条 利用者は、教育研究を目的とする場合、著作権法に違反しない範囲において、複写機を利用することができる。

2 文献複写に関する内規は、別に定める。

(研究個室の利用)

第15条 論文執筆等を目的とする者は、所定の手続きを経て、研究個室を利用することができる。

(機器の利用)

第16条 視聴覚機器やノートパソコン等の機器を利用するときは、所定の手続きを経なければならない。

(情報コンセントの利用)

第17条 インターネット等、学内LANへ接続するコンピューターは、メディアセンターから、予め認証を受けなければならない。

(弁償等)

第18条 図書又は図書館設備や備品に損害を与えた者は、相当価値額又は同一の図書を弁償しなければならない。

(館内規律)

第19条 利用者は、館内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 静寂を破ること
- (2) 集会、会合等を行うこと
- (3) 食事をすること
- (4) 蓋のない(密閉できない)容器で飲み物を飲むこと
- (5) 閲覧席以外の場所での飲水、またはパソコン等機器類を使用しながらの飲水
- (6) 許可なく掲示をし、又は印刷物の配付を行うこと
- (7) その他、利用者の迷惑になること

(利用の制限、禁止)

第20条 利用者がこの細則に違反した場合、図書館長は図書館の利用を制限又は禁止することができる。

(改定)

第21条 この細則の改定は、図書館委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月1日)

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月10日)

この細則は、平成20年11月10日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月13日)

この細則は、平成27年5月13日から施行する。

附 則(平成28年6月1日)

この細則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月1日)

この細則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。